

〔令和5年度・第2弾〕宮城県 運送事業者 原油高騰緊急支援補助金

補助金の概要

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することで、県内物流機能を維持するため、県内に事業所を有する中小貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて助成するものです。

■ 募集期間

令和5年12月25日(月)～令和6年1月25日(木) ※期間中の消印有効

※予算上限に達し次第終了となりますので、お早めにご申請ください。

■ 補助対象車両

以下の全てを満たす車両が補助対象となります。

※ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有さないもの及び二輪自動車、被牽引自動車は除く。

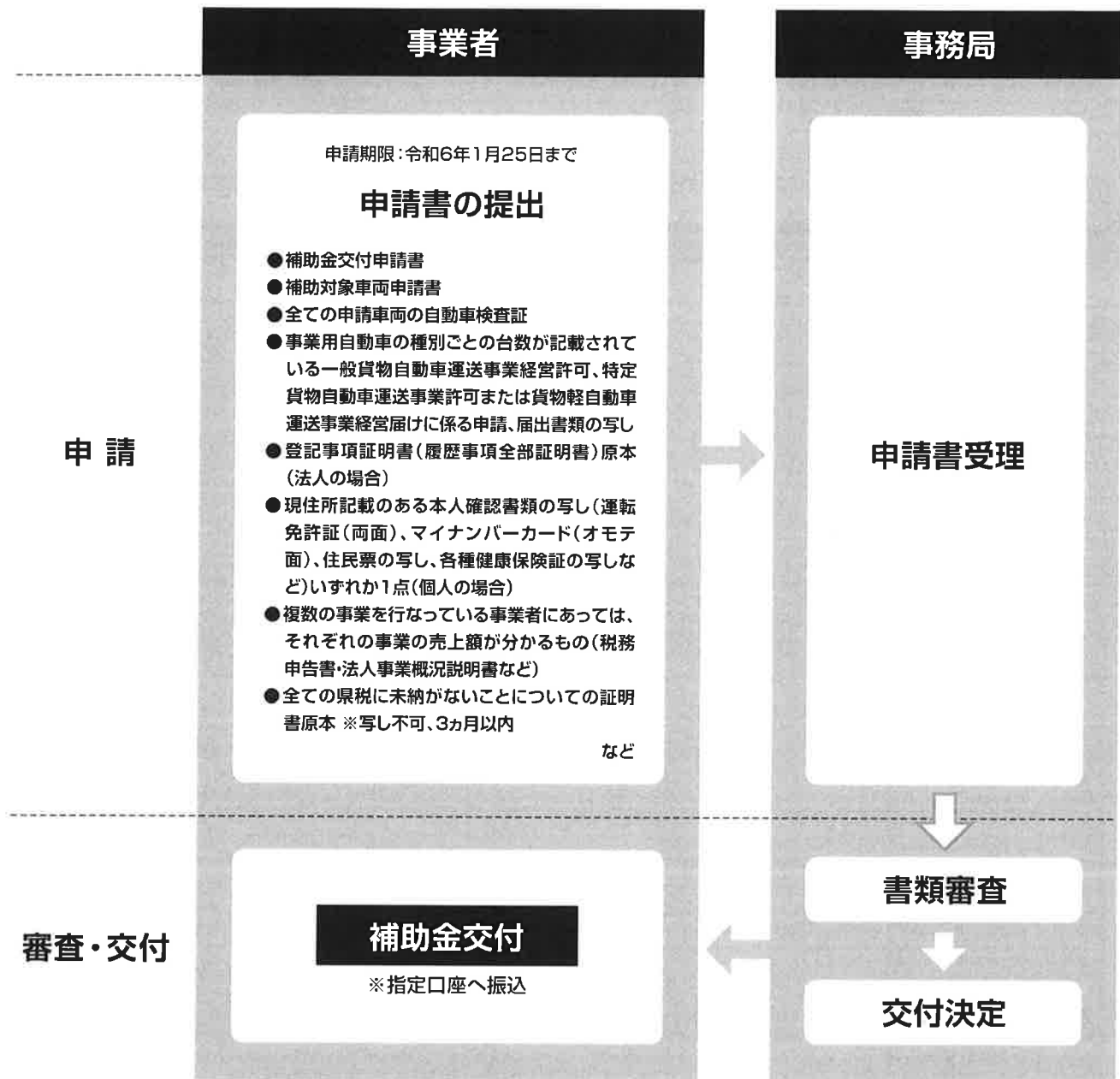
- ① 補助対象事業者が令和5年7月1日から令和5年9月30日までの間、運送事業のために使用していること
- ② 宮城運輸支局または軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート ※宮城又は仙台ナンバーに限る）を表示した車両であること。
- ③ 用途が貨物または特種であるもの
- ④ 事業用であるもの

補助金

- 小型／軽以外（普通・牽引）：1台につき30,000円
- 小型：1台につき20,000円
- 軽：1台につき10,000円

※貨物運送事業許可申請に係る区分として

■ 事業の流れ(申請から交付まで)



■ 申請方法

〔令和5年度・第2弾〕宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金専用ホームページをご確認いただき、必要事項記入等の上、申請窓口へ郵送してください。

〔令和5年度・第2弾〕宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金専用ホームページ

<https://miyagi-unso-shien.jp/r5/2nd/>



■ 問い合わせ先

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局

TEL:022-302-7620

(平日9時30分～17時30分まで)

※令和5年12月30日から令和6年1月3日は年末年始休業となります。